

鳥取労働局長登録教習機関：登録番号第1号

登録有効期限満了日 令和11年3月30日

建災防鳥発第11号

令和6年5月15日

各位

建設業労働災害防止協会鳥取県支部長
(公印省略)

令和6年度足場の組立て等作業主任者技能講習の開催について

労働安全衛生法の規定により、事業者は、つり足場、はり出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業については、都道府県労働局長の登録を受けたものが行う技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないことになっております。

当支部は、鳥取労働局長登録教習機関として、標記講習会を下記により開催しますので、多数ご受講ください。

記

1. 受講対象者 満18歳以上の者で下記のいずれかの経験を有する者

- ①足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者
- ②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者

※上記の経験年数に満18歳未満の経験は入りません。

※上記①に該当する場合は、満21歳以上でなければ受講できません。

※作業経験年数に平成29年7月1日以降を含む場合、足場組立て等特別教育を修了していなければ受講ができません。

2. 開催日時及び場所

日 時 令和6年7月23日（火）8：55～17：15

～24日（水）9：00～17：20 （※2日間講習）

場 所 倉吉市東巖城町12 「中部建設会館」

3. 定員 40名

4. 受講料他 ※建災防鳥取県支部会員の方にはテキスト代を助成します。

区 分	受講料（税込）	テキスト代	合 計
会 員	7,150 円	—	7,150 円
会員外	7,150 円	1,914 円	9,064 円

※締切後のキャンセルは返金いたしません。

5. 講習科目

第1日	オリエンテーション	5 分間
	作業の方法に関する知識	7 時間
第2日	作業者に対する教育等に関する知識	1. 5 時間
	関係法令	1. 5 時間
	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3 時間
	修了試験	1 時間

※講習を遅刻又は早退し時間数不足の場合は、講習を修了したことにはなりません。

6. 申込締切日 令和6年7月8日（月）

7. 修了証の交付

所定の時間をすべて受講し修了試験の合格者には後日修了証を交付します。

8. その他

この講習は人材開発支援助成金（建設業労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））の助成金支給対象講習です。詳細等は、お近くのハローワークにお問い合わせ下さい。

講習会申込要領

1. 申請書に下記の添付書類を同封してください。

①本人確認の書類の写し

氏名・生年月日が確認できる公的書類として、運転免許証又は健康保険証の写しを添付してください。

②写真(3.0cm×2.4cm)2枚

同じもの2枚のうち1枚を申請書に糊付け、1枚(裏面に氏名を記入)を申請書にクリップ等で添付してください。印刷は写真専用紙に印刷してください。

(コピー用紙に印刷してあるもの、顔の大きさの違うもの、頭、あごがきれているものは受付できません)

③受講資格を証する書面の写し(資格原本を講習当日持参して照合を受けてください)

作業経験年数に平成29年7月1日以降を含む場合、足場組立て等特別教育を修了していなければ受講ができません。

④受講票は原則として受講生の現住所宛送付いたしますが、事業所に送付希望の場合は宛先明記の返信用封筒を1枚添付して下さい。(切手不要)

④旧姓及び通称の併記を希望する場合は申込書に記入し、以下の書類を提出してください。

(修了証には氏名と併せて括弧書きで表示します)

・旧姓 戸籍謄本(原本)のほか、旧姓を併記した住民票(原本)又は運転免許証の写し

・通称 住民票(原本)又はそれに類する証明書

2. 申込書送付先

〒680-0022 鳥取市西町2丁目310

建設業労働災害防止協会鳥取県支部

Tel 0857-24-2281 Fax 0857-24-2283

3. 受講料振込先

申請書受付後、請求書を郵送しますので、期日までに指定口座に振り込んで下さい。

山陰合同銀行鳥取県庁支店 普通預金 2111784

建設業労働災害防止協会鳥取県支部

※申込締切後の取消、欠席の場合受講料は返金いたしません。

受講申請書記入上の注意

1. 申込書に記載する氏名、生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。

誤りのないよう正確に記入してください。(略字不可)

2. 記入した内容の訂正は二重線で消したうえで余白に記入してください。訂正印は不要です。修正液、修正テープ等は使用しないでください。

・個人記入欄の訂正 → 二重線のみで訂正印不要

・受講資格の要件である作業経験の訂正 → 事業主証明に使用した代表者印

3. 作業経験証明欄について

事業主本人・個人が受講する場合、第三者(元請・関係請負人等)の証明を受けてください。

4. 経験年数の始期は資格取得の翌月から、終期は申込月の前月末までを記入してください。

経験年数は満18歳未満の経験は無効です。

足場の組立て等作業主任者技能講習 受講申請書				写真2枚 3cm×2.4cm 正面・無帽 6ヶ月以内 1枚はのりづけ 別に1枚添付	
ふりがな				生 年 月 日	
氏 名				昭和・平成	
		併記をする場合の旧姓又は通称(希望者のみ記入)		年 月 日 (歳)	
現 住 所		〒 ー			
所 属 事 業 所	事業所名			建災防鳥取県支部	
	住 所	〒 ー		会 員	会員外
		TEL FAX			
連 絡 先		緊急時等に連絡のとれる電話番号を記入してください 事業所・自宅・携帯・その他() TEL ー ー			
当該業務に関する作業経験年数(満18歳未満の経験年数は含みません)		年 月 ～ 年 月 (年 ヶ月間)			
受講資格に必要な学歴 (作業経験が2年以上3年未満の方は記入)		大学・高専・高校(科卒業) 卒業証明書又は卒業証書の写しを添付してください			
事業主証明 ※本人・個人受講する場合、第三者(元請・関係請負人等)の証明を受けてください		上記の作業経験に相違ないことを証明します 事業所名 代表者役職名・氏名 印			

年 月 日 申込 (必ず記入してください)

建設業労働災害防止協会 鳥取県支部長 様

記載事項に虚偽等があった場合、法律に基づく処罰があっても異議申し立ては致しません。

申込者氏名

(受講者本人自署)

注意事項

訂正は二重線で消して余白に記入してください。訂正印は不要です。修正液、修正テープは使用しないでください。

ただし、作業経験年数の訂正は事業主証明で使用した印で訂正してください。

なお、記入していただいた個人情報は、この講習の事業以外には一切使用いたしません。

※建災防記入欄

試験成績表					合否の別	修了証番号	第 号
専門知識	作業環境	作業教育	関係法令	合計			
					合・否	修了証 交付年月日	
受付日		本人確認	資格確認		カード番号		受講番号

添 付 書 類

- 1、事業主から作業経験年数が3年以上の証明書を別に交付された場合は、証明書を添付
- 2、作業経験が2年以上3年未満の方は、対象となる学科の卒業証明書又は卒業証書の写しを添付
- 3、作業経験年数に平成29年7月1日以降を含む場合、足場組立て等特別教育修了証の写しを添付

足場の組立て等作業主任者技能講習受講資格について

建設業労働災害防止協会鳥取県支部

「足場の組立て等作業主任者技能講習」を受講する際に、足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験が必要です。(学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者は2年以上従事)

労働安全衛生規則の一部変更により平成27年7月1日より足場の組立て、解体又は変更する作業は「足場の組立て等特別教育」を受講しなければ作業に従事することが出来ません。そのため、本講習を受講する際は特別教育受講証明を確認させていただくこととなります。

足場の組立て等作業主任者技能講習を受講する際は、下記および別紙を参考にいただき作業経験年数を確認のうえ、お申し込みをお願いします。

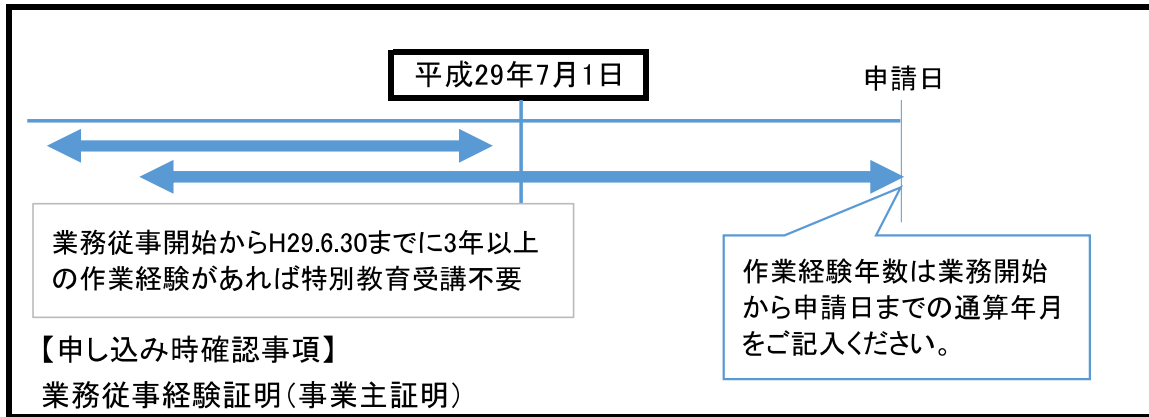
記

- ・満18歳未満の経験は含まれません。
- ・平成29年7月1日以降に足場の組立て等特別教育を受講された方は、7月1日から特別教育修了日までは無資格期間となりますので業務経験年数には含まれません。
- ・業務従事開始が平成27年7月1日以降の方は足場の組立て等特別教育修了から3年以上の業務従事経験年数が必要です。

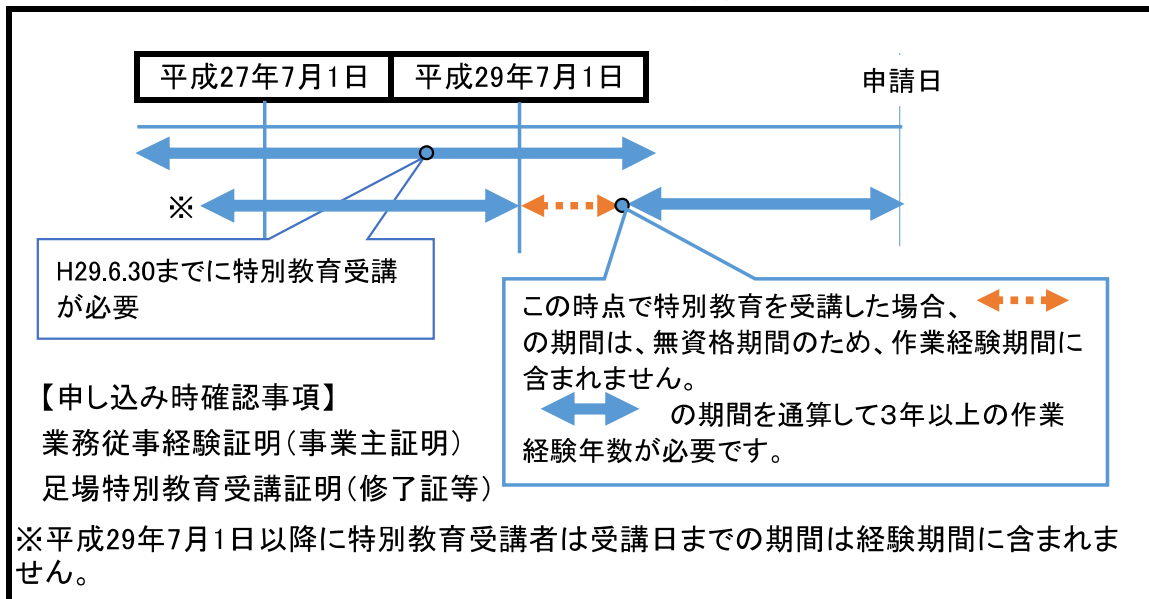
足場の組立て等作業主任者技能講習受講資格

- ・足場の組立て等の業務に関する作業経験年数が**3年以上**ないと受講できません。
(学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者は**2年以上**従事)
- ・満18歳未満の経験は含みません。

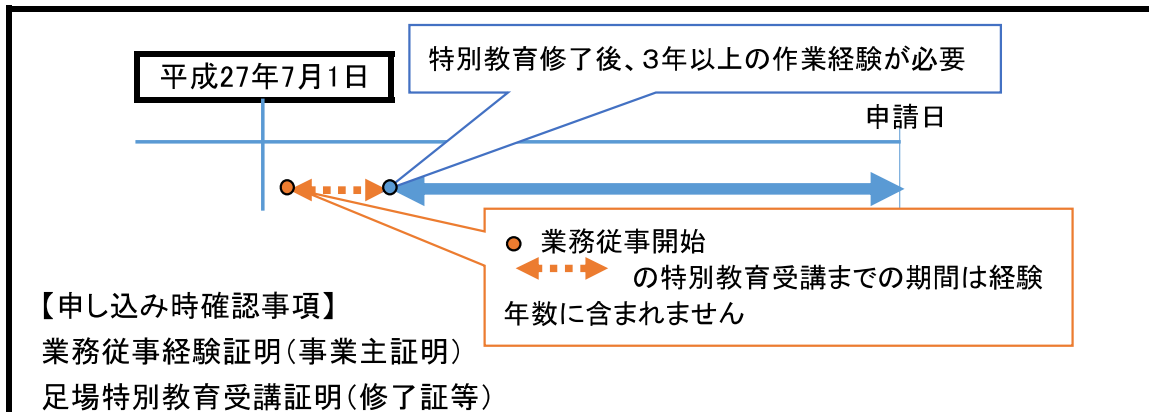
1. 作業経験年数が平成29年6月30日以前に3年以上ある



2. 作業経験期間に平成29年7月1日以降を含む場合（業務従事開始が平成27年6月30日以前）



3. 業務従事開始が平成27年7月1日以降



足場の組立て等作業主任者技能講習受講資格

1	足場特別教育 受講済	A 受講が平成29年6月30日以前 作業開始から現在までの作業経験年数 年 月 B 受講が平成29年7月1日以降 ① 作業開始から平成29年7月1日までの経験年数 年 月 ② 特別教育受講後から現在までの経験年数 年 月 ①+②の経験年数が3年以上必要 年 月
2	足場特別教育 未受講	平成29年6月30日 までの経験年数が 3年以上 年 月 平成29年6月30日 までの経験年数が 3年未満 ①平成29年6月30日までの経験年数 年 月 ②足場の特別教育(6h)受講後の経験年数 年 月 ①+②の経験年数が3年以上必要 年 月
3	満18才以上の者で、平成27年7月1日以降、新たに足場組立ての作業に従事しようとする者	足場の特別教育(6h)を受講後、 3年以上の経験年数必要 年 月
4	満18歳未満	満18歳を迎えた以降足場の特別教育(6h)を受講後、3年以上の経験年数必要

注1 満18歳未満の者は、危険有害業務の就業制限(法62条)により作業に従事することはできない。

注2 平成27年7月1日以降は、特別教育を受講していないと作業に従事することは出来ず、当然その期間は作業経験は認められない。